

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

秋田県の人口減少率は全国で最も高い状況が続いているが、本市の総人口は他市町村と比較して緩やかであるものの減少し続けている。年代別では、年少人口及び生産年齢人口が減少の一途をたどる一方で、老人人口は増加しており、少子高齢社会の構造が一層際立っている。また産業別人口は、第2次・第3次産業が全体の約9割を占めている。

本市には主立った産業はないが、航空機産業の企業進出を機に、近年は工業・商業共に多様な業種を立地している。

市内企業について、電子デバイス業やプラスチック業は従業員が比較的多いものの、その大多数は100人未満規模の中小企業である。

本市を含めた秋田県内の有効求人倍率は1倍を大きく超える状況が続いているが、労働環境の格差などにより、本市に在住しながら隣接する県都秋田市へ就業する傾向が強く、市内中小企業では慢性的な人材不足に陥っている。

##### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、中小企業の安定経営及び本市市民の雇用場所を確保することを目指す。これを実現するために、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

1(1)に示すとおり、本市では多様な業種の中小企業が市の経済・雇用を支えているため、広く事業者の設備投資を支援する観点から、本計画の対象設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備すべてとする。

#### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

##### (1) 対象地域

市内全域にわたり中小企業が点在しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は潟上市内全域とする。

## (2) 対象業種・事業

1 (1) に示すとおり、本市は多様な業種の中小企業が存在しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象業種は全業種とする。

生産性向上に向けた取組は、中小企業のこれまでの経験・知識により、多様な事業計画が見込まれるため、本計画においては、労働生産性の3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月20日から令和9年6月19日までとする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組、公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるもの、市税や上下水道料金の滞納者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。